

気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務」（以下、「本業務」という。）の受注者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的として定めるものである。

2 業務の概要

(1) 名称

気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務

(2) 業務内容

別紙1「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務 特記仕様書（参考）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 委託限度額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記の金額は契約金額の限度額を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 発注者及び事務局

(1) 発注者 気仙沼市長 菅原 茂

(2) 事務局 気仙沼市建設部都市計画課都市計画係

〒988-8501 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号

TEL：0226-22-3452（直通） FAX 番号：0226-23-7756（部代表）

電子メールアドレス：toshikei@kesennuma.miyagi.jp

4 参加資格要件

以下の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 配置予定の管理技術者について、以下の要件を満たすこと。

① 技術士法第32条により登録された直接雇用する技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」）、又はRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有すること。

（本プロポーザルに参加しようとする者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が原則3か月以上あること。）

② 過去10年間（平成24年度から令和3年度までに）に受注した業務において、以下のいずれかに関わる業務で、管理技術者としての実績を有すること。

ア 公共空間活用の社会実験又は常設化の企画運営

イ 官民連携による地域の将来ビジョン策定の支援

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生

法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (4) 本プロポーザル公告日時時点で、気仙沼市競争入札参加資格業者指名停止基準（平成 29 年気仙沼市告示第 27 号）による指名停止の措置を受けていないこと又は措置要件に該当しないこと。
- (5) 本市の入札参加資格を有していない場合は、本プロポーザル公告日時時点で国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- (7) 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 20 年気仙沼市告示第 105 号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。

5 スケジュール

- (1) 令和 4 年 3 月 15 日（火） 公告・募集開始（気仙沼市ホームページ掲載）
- (2) 令和 4 年 3 月 22 日（火） 質問書の受付期限
- (3) 令和 4 年 3 月 25 日（金） 質問書に対する回答（気仙沼市ホームページ掲載）
- (4) 令和 4 年 4 月 1 日（金） 参加申込書の提出期限
- (5) 令和 4 年 4 月 5 日（火） 参加資格確認通知（電子メールにより通知し、通知文書を郵送）
- (6) 令和 4 年 4 月 13 日（水） 技術提案書の提出期限
- (7) 令和 4 年 4 月 19 日（火） 1 次審査委員会（書類審査）
- (8) 令和 4 年 4 月 20 日（水） 1 次審査結果通知，2 次審査参加要請通知
（電子メールにより通知し、通知文書を郵送）
- (9) 令和 4 年 4 月 26 日（火） 2 次審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）
- (10) 令和 4 年 4 月 28 日（木） 2 次審査結果通知
- (11) 令和 4 年 4 月 28 日（木） 審査結果の公表（気仙沼市ホームページ掲載）

※状況によりスケジュール及び審査方法等の変更を行う場合がある。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和 4 年 3 月 15 日（火）から令和 4 年 3 月 22 日（火）までの午後 4 時まで

(2) 質問の提出方法

① 指定様式（様式第 9 号）を用いて、電子メールにより提出してください。提出にあたっては、電子メールの件名に、【気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務（事業者名）】とすること。また、質問書を提出した場合は、その旨を電話により連絡すること。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

toshikei@kesenuma.miyagi.jp

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 質問の回答

質問内容及びその回答については、令和 4 年 3 月 25 日（金）、気仙沼市ホームページに掲載し、個別回答は行わない（回答の際は、質問者を匿名にして掲載する）。また、質問内容によっては回答しないこともある。

7 参加申込書の提出

参加希望者は、提出書類を以下のとおり提出すること。

(1) 参加申込書受付期間

令和4年3月15日（火）から令和4年4月1日（金）までの午後4時まで
事務局へ持参又は郵送すること。持参の場合は、平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時まで）、郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 参加資格要件に係る宣誓書（様式第2号） 1部

(3) 辞退方法

参加申込書の提出後に辞退する場合、技術提案書の提出期限の日までに取下げ願（様式第10号）を事務局へ電子メール及び持参又は郵送すること。持参の場合は、平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は、書留郵便で発送すること。

8 技術提案書の提出

参加資格確認通知のあった者は、以下の期限までに提出書類を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年4月5日（火）から令和4年4月13日（水）までの午後4時まで
事務局へ持参又は郵送すること。持参の場合は、平日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時まで）、郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。

(2) 提出書類

提出書類は、以下の各指定部数及び電子データ1部（PDF形式、CD-R）とする。

- ① 技術提案書（様式第3号） 1部
- ② 会社概要及び業務実績表（様式第4号） 1部

※業務実績については、請負額税込500万円以上の業務について、その業務の契約書・仕様書の写しを提出するものとする。

- ③ 配置予定の管理技術者の経歴・業務実績表（様式第5号） 1部

※業務実績については、管理技術者となっている請負額税込500万円以上の業務について、その業務の契約書・仕様書の写しを提出するものとする。

- ④ 業務実施体制（様式第6号） 1部
- ⑤ 業務に対する技術提案（様式第7号） 15部（A4版10ページ以内）

本業務の趣旨、業務目的、現状及び課題を踏まえ、以下について提案を行うこととする。

ア 気仙沼まちなかエリア未来ビジョンの推進に向けた課題整理と解決

イ 公共空間活用の常設化に向けたシナリオ及び社会実験の企画運営

ウ 民間投資を誘発する条件や制度設計の提案

エ 地域主体の発掘・意識醸成、自走化支援の考え方

オ 令和4年度から気仙沼まちなかエリア未来ビジョンに記載されているスケジュールを基に想定される業務工程計画

カ 業務実施体制

- ⑥ 見積書及び積算内訳書（様式第8号） 1部

9 技術提案書類等の取扱い

(1) 著作権

技術提案書類、その他応募者から提出された書類（以下「技術提案書類等」という。）の著作権

は、応募者に帰属する。ただし、発注者が当該募集に関する報告等のため必要な場合には、発注者は、技術提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の取扱い

技術提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要な場合及び条例等の規定による情報公開手続による場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

(3) 提出書類の返却

技術提案書類等は返却しない。

10 委託業者選定審査委員会

選定は「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン推進業務委託業者選定審査委員会（別紙2）」において審査し、最も高い評価を得た提案を行った者を契約候補者として選定する。委員については次の表に掲げる職にあるものとする。

	区分	職名
1	事業関係者	気仙沼商工会議所 会頭
2	事業関係者	一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会 会長
3	地域関係者	気仙沼まちなかエリアプラットフォーム 会長
4	行政関係者	気仙沼市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成26年気仙沼市規則第6号）第2順位の副市長
5	行政関係者	気仙沼市建設部長

11 審査方法

審査は2段階の点数方式によって実施する。2次審査に進んだ応募者についての審査は、1次審査と2次審査の合計得点で評価され、最高得点者及び次点者を選定し、それぞれ契約候補者及び次点候補者とする。

(1) 1次審査（書類審査）

1次審査は、提出された技術提案書を匿名方式により審査し、2次審査対象者として3者程度を選定する。審査の結果は、技術提案書の提出者全員に通知する。なお、1次審査では、応募者の実績、提案内容を採点する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ・実施日 令和4年4月26日（火）
- ・実施会場 気仙沼市内 ※1次審査を通過した者に指定時間、場所等を通知する。
- ・実施方法 プレゼンテーション及びヒアリングによる審査
- ・実施内容 技術提案書による説明を実施し、その後審査委員会委員が質疑を行う。時間は30分程度（説明15分／質疑15分）とする。
- ・出席者 説明者は管理技術者とし、出席者は管理技術者を含め3人以内とする。
- ・その他 説明はパワーポイント等の使用を認めるが、提出された技術提案書に基づくものとする。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。プロジェクター、スクリーンの使用を希望する場合は、技術提案書提出時に申し出ること。パソコン等その他必要な機材は技術提案書提出者で用意すること。新型コロナウイルス感染症対策として、プレゼンテーション及びヒアリングをWEB会議方式で実施する場合がある。

12 審査基準

(1) 審査項目

評価分類	評価項目	審査基準	配点
業務遂行能力	○会社の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績を審査する。 次の2点（ア，イ）両方又はどちらかの業務実績 ア．公共空間活用の社会実験又は常設化の企画運営業務 イ．官民連携による地域の将来ビジョンの策定を支援する業務 ※1件あたり500万円（税込）以上の実績による	5
	○管理技術者の業務実績	同上	10
価格提案	○本業務に係る見積金額	適正な見積が示されているか。 見積金額（税込）が契約限度額を超える場合は失格とする。	5
技術提案	○気仙沼まちなかエリア未来ビジョンの推進に向けた課題整理と解決	本業務の趣旨，業務目的，現状及び課題を踏まえ，官民連携によるリーディングプロジェクトの推進に向けた考え方や解決策が適切かつ具体的に提案されているかなどを審査する。	5
	○公共空間活用の常設化に向けたシナリオ及び社会実験の企画運営	公共空間を活用したリーディングプロジェクトの実現方法が実例や理論に基づき提案されているかなどを審査する。	15
	○民間投資を誘発する条件や制度設計の提案	民間投資を誘発する条件や制度設計について，具体的な進め方やシナリオが提案されているかなどを審査する。	10
	○地域主体の発掘・意識醸成，自走化支援の考え方	地域主体の発掘・意識醸成，自走化支援を進めてうえでの課題の整理や考え方が提案されているかなどを審査する。	15
	○業務工程計画	本業務を十分理解し，業務を遂行するために具体的かつ現実的な工程計画が提案されているかなどを審査する。	5
	○業務実施体制	本業務の実施体制（人員の配置）などを審査する。 ※業務内容別に管理技術者・担当責任者を配置しているか。	5
プレゼンテーション及びヒアリング	○提案能力・事業理解	本業務の趣旨，現状と課題を理解したうえで順序立てて分かりやすい説明であるかなどを審査する。	10
	○取組意欲・実行力	提案と説明の整合がとれており，明確な応答がされ，より優れた気仙沼まちなかエリア未来ビジョンの実現化が期待できるかなどを審査する。	10
	○持続性・発展性等	事業の持続性や発展性，及び本市にとって有益な提案がなされているかなどを審査する。	5

(2) 審査基準

本公募における基準点は，合計得点の60%とし，60%未満の場合は，契約候補者及び次点候補者として選定しない。

13 契約の締結について

審査の結果、契約候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。
なお、契約候補者と協議が整わない場合、次点候補者と契約に向けての協議を行う。

14 提案における本市発行の参考資料

(1) 参考資料

- ①「第2次気仙沼市総合計画基本構想・後期基本計画（令和3年6月改訂）」
- ②「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン（令和4年3月策定）」
- ③「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン（概要版）」
- ④「地域再生計画（申請中）」

※参加資格確認通知と併せて、「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン（令和4年3月策定）」、「地域再生計画（申請中）」を送付する。

(2) 「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン（概要版）」の入手方法について

参加申込書の提出にあたり、「気仙沼まちなかエリア未来ビジョン（概要版）」の貸与を希望する者は、貸与希望の旨、電子メールにて事務局へ申し出ること。提出にあたっては、電子メールの件名に、【気仙沼まちなかエリア未来ビジョン（概要版）の貸与希望（事業者名）】とすること。本プロポーザルの公告時点において、貸与する資料は内容の未確定部分が含まれているため、本業務の参加申込書の提出、技術提案書作成のみに使用することとし、それ以外の使用を行わないこと。

15 失格事由

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 審査委員の審査に影響を及ぼす接触等を行ったとき
- (7) 2次審査に出席しなかった者

16 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することによって生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルの作成のために気仙沼市において作成した資料は、気仙沼市の了解なく公表、使用することはできない。
- (3) プロポーザルは最適な事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (4) プロポーザルの提出は、1事業者につき1提案のみとする。
- (5) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、契約候補者としての選定を行う。
- (6) 本プロポーザルの公告時においては、令和4年度予算（案）の成立前であるため、本プロポーザルによる提案を受けた事業実施は予算（案）の成立が条件となること。
- (7) 本業務は、内閣府の地方創生推進交付金を活用して行うため、交付金の決定通知後の契約となる

こと。

附則

この要領は、令和4年3月15日から施行する。